



- 2 (1) 主任又は副主任、及び部署内代表の職員は、「事故およびヒヤリハット報告書」(以下、「事故報告書」という。)を基に検討会を開催し、事故等の状況(リスクの洗い出し)・現場での改善策の策定・職員へのフィードバック(情報の共有)・効果の確認をし、事故の予防・再発防止に努める。
- (2) 策定された改善策・事故等防止に関わる提案等を、施設長及び事故安全委員会へ(議事録を)提出する。

(「事故」の報告対象)

#### 第5条

報告対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 業務上の行為に関わるもの(誤薬・処置忘れ・判断や対応ミス等)
- (2) 利用者及びその家族に関わるもの(転倒・転落・傷・皮下出血など心身に苦痛が生じた事象・私物の紛失・器物破損等)
- (3) 管理に関するもの(施設の器具の故障/物損・施設管理上の事故等)
- (4) 接遇に関するもの(不適切な接遇・不誠実な対応・苦情等)

(「事故の報告」)

#### 第6条

「事故」の発生があった場合、それに関係した職員(以下、「報告者」という。)は、その内容を速やかに口頭及び状況をパソコンソフトの「リスク管理」の項目に詳しく入力した「事故報告書」を提出し報告を行う。

(「インシデント」・「事故」の報告の経路)

#### 第7条

報告経路は、以下のとおりとする。

- (1) 報告者(当事者)は、部署の上司(管理者・主任・副主任等)に口頭及び「事故・ヒヤリハット報告書」で報告する。
- (2) 部下から報告を受けた上司は、報告内容を確認の上報告書を回覧し施設長に報告する。また苦情の場合、苦情受付担当者は、利用者とのトラブルの可能性があると判断されるものは、施設長に報告・相談し指示を仰ぐものとする。

(「事故」の報告に要する時間)

#### 第8条

報告に要する時間は以下のとおりとする。

- (1) 報告者(当事者)は、原則として「事故」が発生後、速やかに所属の上司(管理者・主任・副主任等)へ口頭で報告し、「事故報告書」を作成すること。その後は報告経路

に従い、速やかに施設長の確認を得る。

- (2) 報告者(当事者)は、「苦情」を受けた場合、「苦情受付簿」を作成すると同時に、直ちに所属の上司(主任・副主任・管理者等)へ口頭により報告し、その後は報告経路に従い施設長の判断・指示を仰ぎ、問題解決に向け規定に従い速やかに対応する。
- (3) 「事故報告書」「苦情受付簿」を基に、管理者・主任・副主任等は部署内事故検討会を開催し、速やかに改善策を策定し施設長及び事故安全委員会へ「改善策を記載した部署内事故検討会議事録」を作成し報告する。

#### (予防対策の検討・実施)

##### 第9条

報告を受けた所属の上司は速やかに必要な指示を報告者(当事者)に対して行うとともに、その原因を分析して、再発防止に努めるものとする。

- 2 部署内事故検討会は、「事故報告書」「苦情受付簿」を基に改善策を検討し、業務のプロセスや管理システム等の観点から発生要因を詳細に分析して、同様な事故を防止するために必要な予防策を検討する。
- 3 事故安全委員会は、定期的に統計分析を実施し、「事故」の発生状況の傾向を把握し、予防策の検討に活用するものとする。

#### (職員へのフィードバック ・ 職員研修)

##### 第10条

事故安全委員会及び部署内事故検討会は、第8条で検討した結果を全職員へ、所属の上司を通じて周知徹底する。

- 2 「インシデント(ヒヤリハット)」・「事故」情報は、報告者(当事者)への配慮及び外部への情報漏洩を考慮して、必要に応じて全職員へフィードバックするものとする。
- 3 事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、介護事故等を分析した結果を踏まえ、年1回の職員研修を実施する。

#### (管理)

##### 第11条

「インシデント(ヒヤリハット)」・「事故」報告書は、原本は法人事務室、写しは各部署で管理する。

#### (市町村への報告)

##### 第12条

利用者が事故により、骨折・窒息・介護の重度化・死亡した場合、及び軽傷でも受信した場

合は県・市町村へ報告する。

(事故発生防止のための指針の公表)

第 13 条

事故発生防止のための方針は、利用者の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにする。また、ホームページにおいても常時、利用者及びご家族の皆様が閲覧できるように公示する。

(その他)

第 14 条

「インシデント(ヒヤリハット)」・「事故」報告書は、業務上の事故防止の為に使用することとし、人事考課や業績評価制度等に用いてはならない。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この指針は、令和4年1月1日より施行する。